

現行（2026年3月修正）	ページ	修正案	
第1章 総則		第1章 総則	
第2節 計画の性格及び基本方針		第2節 計画の性格及び基本方針	
第2 南海トラフ地震防災対策推進計画 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号、以下「南海トラフ特措法」という。）第5条第2項に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。） <u>の地方公共団体は、地域防災計画において次の事項について定めることとなっている。</u> <u>1 南海トラフ地震に関し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項</u> <u>2 南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項</u> <u>3 南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項</u> <u>4 関係指定行政機関、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関その他の関係者との連携協力の確保に関する事項</u> <u>5 その他、南海トラフ地震に係る地震防災上必要な対策に関する事項</u> <u>本市においては津波被害のおそれはないことから、1、3及び4に関する事項について、第2章「災害予防計画」、第3章「南海トラフ地震に対する防災対応」及び第4章「災害応急対策計画」で定めるものとする。</u> （略）	1	第2 南海トラフ地震防災対策推進計画 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号、以下「南海トラフ特措法」という。）第5条第2項に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。） <u>として指定された地域に係る都道府県及び市町村の地方防災会議は、地域防災計画において、南海トラフ地震に係るハード・ソフト両面にわたる総合的な対策を推進する観点から必要な事項を定めることとなっている。</u> <u>当該事項について定めた部分を同法では「南海トラフ地震防災対策推進計画（以下「推進計画」という。）」と呼んでいるが、本計画においては第3章「南海トラフ地震に対する防災対応」で定めるものとし、当該部分を推進計画として位置付けるものとする。</u> <u>なお、本市においては津波被害のおそれはないことから、推進計画に定めるべき事項のうち、津波災害に係る事項は除くものとする。</u> （略）	南海トラフ地震防災対策推進基本計画の修正を踏まえた修正及び記載場所の整理（現行1ページの内容を修正案89ページで整理）
第4節 基本理念及び重点を置くべき事項		第4節 基本理念及び重点を置くべき事項	
第1 防災の基本理念 （略） 市及び県を始めとする各防災関係機関は、第1章第7節「予想される地震災害」及び過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、市民、事業者、自主防災組織及びボランティア等と一体となって取組みを進めていかなければならない。 <u>（追記）</u> （略）	3	第1 防災の基本理念 （略） 市及び県を始めとする各防災関係機関は、第1章第7節「予想される地震災害」及び過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、市民、事業者、自主防災組織及びボランティア等と一体となって取組みを進めていかなければならない。 <u>さらに、市及び県は、内閣府等と連携して、避難生活に必要な物資の備蓄、避難生活環境の整備、地域のボランティア人材の確保・育成や災害発生時における官民連携の強化など、地域防災力の向上に努めるものとする。</u> （略）	防災基本計画の修正を踏まえた修正
第2章 災害予防計画		第2章 災害予防計画	
第1節 総則		第1節 総則	
第1 防災協働社会の形成推進 2 対策 （2）市内の一定の地区内の住民及び <u>当該地区内に事業所を有する事業者</u> は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働して防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。 （略）	23	第1 防災協働社会の形成推進 2 対策 （2）市内の一定の地区内の住民及び <u>公共的団体又は民間の団体</u> は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働して防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。 （略）	防災基本計画の修正を踏まえた修正

現行 (2026年3月修正)	ページ	修正案	
第4節 公共施設の安全確保		第4節 公共施設の安全確保	
第4 上水道施設 2 対策 (1) 施設の耐震性の強化 (略) 水道施設による二次災害の防止と飲料水を確保する観点から、配水池等に設置した緊急遮断弁を適切に維持管理していく。 <u>(追記)</u> (略) (3) (略) また、関係職員、関係業者及び関係行政機関等の非常招集・連絡体制を平素から確立しておくことが必要である。 <u>(追記)</u>	35	第4 上水道施設 2 対策 (1) 施設の耐震性の強化 (略) 水道施設による二次災害の防止と飲料水を確保する観点から、配水池等に設置した緊急遮断弁を適切に維持管理していく。 <u>また、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努める。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努める。</u> (略) (3) (略) また、関係職員、関係業者及び関係行政機関等の非常招集・連絡体制を平素から確立しておくことが必要である。 <u>さらに、発災後においても施設の維持又は修繕が迅速かつ円滑に行われるよう民間事業者等との協定締結などに努める。</u>	防災基本計画の修正を踏まえた修正
第5 下水道施設 2 対策 (6) 一宮市上下水道BCPに基づく防災対応力の向上 地震発生時に下水道処理機能の迅速な回復を図るため、一宮市上下水道事業業務継続計画（一宮市上下水道BCP）に基づき訓練を実施する。また、訓練結果を踏まえて計画の更新を行う。 <u>(追記)</u>	36	第5 下水道施設 2 対策 (6) 一宮市上下水道BCPに基づく防災対応力の向上 地震発生時に下水道処理機能の迅速な回復を図るため、一宮市上下水道事業業務継続計画（一宮市上下水道BCP）に基づき訓練を実施する。また、訓練結果を踏まえて計画の更新を行う。 <u>(7) 防災体制の強化</u> <u>発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努める。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努める。</u>	防災基本計画の修正を踏まえた修正
第9節 要配慮者の安全対策		第9節 要配慮者の安全対策	
第2 対策 3 避難行動要支援者対策 (1) (略) なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。 <u>(追記)</u> (略)	58	第2 対策 3 避難行動要支援者対策 (1) (略) なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。 <u>また、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。</u> (略)	防災基本計画の修正を踏まえた修正

現行（2026年3月修正）	ページ	修正案	
第11節 消防団・自主防災組織の育成強化、ボランティアとの連携		第11節 消防団・自主防災組織の育成強化、ボランティアとの連携	
第1 基本方針 <u>（追記）</u>	65	第1 基本方針 <u>被害を最小限にとどめ災害の拡大を防止するには、平素から住民等による自主防災組織を設けて、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を組織的に行うことが重要である。</u> <u>第2 実施内容</u> 1 消防団の充実強化 （略） <u>2 自主防災組織の育成強化</u> <u>（1）自主防災組織の設置・育成</u> <u>市は、「一宮市市民防災組織育成規程」及び「一宮市自主防災組織設置推進要綱」に基づき、地域住民、施設及び事業所などによる自主防災組織の設置・育成に努めるものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。</u> <u>（2）自主防災組織等の環境整備</u> <u>市及び県は、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化及び訓練の実施を促すものとする。</u> <u>（3）防災リーダーの養成とネットワーク化の推進</u> <u>ア 防災リーダーの養成</u> <u>市及び県は、地域防災の中心として情報の収集や伝達・発信を行える災害に対する知識や防災活動の技術を習得した地域の実践的リーダーの養成に努めるものとする。</u> <u>イ 防災リーダーのネットワーク化の推進</u> <u>防災リーダーが、各々の地域において自主防災活動を展開するのを支援するため、市及び県は、防災リーダーの継続的な資質向上に努めるとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進する。</u> <u>また、防災リーダーが地域や企業等の自主防災活動等において円滑な活動ができるよう、市は防災リーダーを積極的に活用するものとする。</u>	防災基本計画の修正を踏まえた修正及び記載場所の整理（現行65ページと現行196ページの内容を修正案65ページで整理）
1 消防団の充実強化 （略） <u>2 自主防災組織の設置推進</u> <u>大規模な地震発生時には、交通機関等の途絶により防災関係機関の防災活動が阻害されることが予想されるが、このような事態において被害を最小限にとどめ災害の拡大を防止するには、平素から住民による自主防災組織を設けて、出火防止、初期消火、要配慮者への配慮、被災者の救出救護、避難等を組織的に行うことが重要である。</u> <u>このため、市は、地域住民一人ひとりが「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識のもとに地域住民及び事業所等による自主防災組織の設置を推進し、その育成に努める。その際、女性の参画の促進に努めるものとするとともに、市及び県は、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化及び訓練の実施を促すものとする。</u>			
<u>3 防災ボランティア活動の支援</u> <u>大地震により、行政、市民、自主防災組織などに対応困難な災害が発生した場合に、被災者の自立支援を進めるためには、様々な分野における迅速できめ細かいボランティア活動が必要である。災害時にボランティアがその力を十分に発揮するためには、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となるボランティア・コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を確保した受入体制の整備とボランティアの相互の協力・連絡体制づくり（ネットワーク化）が不可欠である。</u> <u>このため、市及び県は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア等（以下「NPO・ボランティア関係団体等」という。）との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、震災時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。</u>		<u>3 防災ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化</u> <u>（1）防災ボランティア活動の普及・啓発</u> <u>市及び県は、ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動が行いやすい環境づくりを進めるために、普及・啓発活動を行う。特に、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」においては、広報・啓発活動を行うように努めるものとする。また、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、教育委員会や学校等と連携し、学生等が日常生活で災害について学ぶ機会を充実させるものとする。</u> <u>（2）ボランティアによる防災活動への参加促進</u> <u>市及び県は、ボランティア休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への市民の参加を促進するため必要な措置を講ずるものとする。</u> <u>（3）避難所運営等に取り組むボランティア人材の育成・確保</u> <u>市及び県は、NPO・ボランティア等と連携して、避難生活リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努めるものとする。</u>	

現行（2026年3月修正）	ページ	修正案	
4 連携体制の確保 日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要である。そのため、市及び県は、平常時から自主防災組織、NPO・ボランティア関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。		<u>（4）ボランティアコーディネーターの確保</u> 市及び県は、行政、市民、自主防災組織などに対応困難な災害が発生した場合に、ボランティアがその力を十分に発揮するため、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となるボランティアコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の確保に努めるものとする。 このため、市及び県は、コーディネーターの養成に努めるとともに、養成したコーディネーターに対し、コーディネートの知識・技術の向上を図るためのレベルアップ研修等を実施する。 なお、市は、養成したコーディネーターに県が実施するレベルアップ講座等を受講させるものとする。 <u>（5）受援体制の構築・強化</u> 市及び県は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進する。 また、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。	
第2 対策 1 自主防災組織の設置育成 市は、「一宮市市民防災組織育成規程」及び「一宮市自主防災組織設置推進要綱」に基づき、<u>自主防災組織の設置・育成に努め、災害に対する地域連帯の強化を図る。自主防災組織が整備された地域においては、実践的な消火活動や定期的な訓練を行い、地域の防災活動の推進に努める。また、今後とも、市内全域に自主防災組織の整備を図るため、自主防災組織連絡協議会の開催、自主防災組織リーダーの育成、災害時の活動マニュアルの整備等を行う。</u> なお、市は、<u>自主防災組織の育成を推進するため、活動用資機材の助成・支給及び研修会を実施するとともに、県が実施する防災リーダーの養成、地域防災力の強化及び組織運営等について支援する。</u>		<u>（6）防災関係団体のネットワーク化</u> 市は、自主防災組織がNPO・ボランティア関係団体等、消防団、女性消防クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。 また、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努め、活動環境の整備を図るものとする。 <u>（7）災害ボランティアセンター</u> 市は、災害発生時におけるボランティアの円滑な受入れ及びボランティアの効果的な活動を担保するとともに、官民連携体制の強化を図るため、災害ボランティアセンターの設置場所や資機材の確保、コーディネーターの派遣等の手続きの整備、立ち上げ、運営に係る訓練の実施など受援体制の構築・強化を図る。 また、市地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。	

現行（2026年3月修正）	ページ	修正案	
2 自主防災組織の活動 自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時及び災害発生時において効果的に防災活動を行うよう努めるものとする。 （１）平常時の活動 ア 情報の収集伝達体制の確立 イ 防災知識の普及及び防災訓練の実施 ウ 火気使用設備器具等の点検 エ 防災用資機材の備蓄及び管理 オ 地域内の要配慮者の把握 （２）災害発生時の活動 ア 初期消火等の実施 イ 地域内の被害状況等の情報の収集 ウ 救出救護の実施及び協力 エ 住民に対する避難情報の伝達 オ 集団避難の実施及び避難者の把握 カ 炊き出し及び救援物資の配分に対する協力 なお、自主防災組織が結成されていない地域にあっては、町内会等が上記に準じた活動を行うよう努めるものとする。 3 自主防災組織と防災関係機関等とのネットワーク活動の推進 （１）防災関係団体ネットワーク化 市は、自主防災組織がＮＰＯ・ボランティア関係団体等、消防団、女性消防クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係機関同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。 （２）災害ボランティアセンター 市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。 4 ボランティアの受入体制の整備並びに協力及び連絡体制の推進 （１）ボランティアの受入体制の整備 ア 市及び県は、あらかじめ平常時において定期的に次の（ア）から（ウ）等の災害発生時の対応や連絡体制について、ＮＰＯ・ボランティア関係団体等との意見交換に努める。 （ア）市及び県は、ボランティアの受入に必要な机、イス及び電話等の資機材を確保して、県は市町村ボランティアセンターを支援するため、広域ボランティア支援本部を設置し、市は「一宮市災害ボランティアセンターの開設及び運営に関する協定書」に基づき、市社会福祉協議会と共同で災害ボランティアセンターを設置する。 （イ）市及び県は、災害時にコーディネーターを派遣することを協力するＮＰＯ・ボランティア関係団体（以下「協力団体」という。）にコーディネーターの派遣を要請する。 （ウ）県の広域ボランティア支援本部に派遣されたコーディネーターは、全体的な情報提供や後方支援などを、市の災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入を行う。 イ 市及び市社会福祉協議会は、防災訓練等において、協力団体の協力を得		4 自主防災組織における措置 自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時及び災害発生時において効果的に防災活動を行うよう努めるものとする。 （１）平常時の活動 ア 情報の収集伝達体制の確立 イ 防災知識の普及及び防災訓練の実施 ウ 火気使用設備器具等の点検 エ 防災用資機材等の備蓄及び管理 オ 地域内の要配慮者の把握 （２）災害発生時の活動 ア 初期消火の実施 イ 地域内の被害状況等の情報の収集 ウ 救出・救護の実施及び協力 エ 住民に対する避難命令の伝達 オ 集団避難の実施 カ 炊出しや救助物資の配分に対する協力 なお、自主防災組織が結成されていない地域にあっては、町内会等が上記に準じた活動を行うよう努めるものとする。	

現行 (2026年3月修正)	ページ	修正案	
<u>(2) コーディネーターの養成</u> 市は、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努める。 このため、市及び県は、コーディネーターの養成に努めるとともに、養成したコーディネーターに対し、コーディネートの知識・技術の向上を図るためのレベルアップ研修会等を実施する。なお、市は、養成したコーディネーターに県が実施するレベルアップ講座等を受講させるものとする。 <u>(3) NPO・ボランティア関係団体等との連携</u> 市及び市社会福祉協議会は、災害時にボランティアの受入れ(受付、需給調整など)を目的とした災害ボランティアセンターの開設に備え、NPO・ボランティア関係団体等との連絡会を設置して、災害ボランティアセンターの運営方法等について意見交換に努める。 <u>(4) 防災ボランティアの活動環境の整備</u> 市は、県と連携してボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動が行いやすい環境づくりを進めるために、普及・啓発活動を行う。 特に、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」においては、防災ボランティアフェアの開催などの広報・啓発活動を行うよう努める。 また、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、教育委員会や学校等と連携し、学生等が日常生活で災害について学ぶ機会を充実させるものとする。			
第13節 避難対策		第13節 避難対策	
第2 情報伝達体制の整備 市は、さまざまな環境下にある住民等に対して警報等が速やかに確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、コミュニティFM放送、携帯電話(緊急速報メール機能 <u>(追記)</u>を含む)、IP通信網、ケーブルテレビ網等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。 (略)	70	第2 情報伝達体制の整備 市は、さまざまな環境下にある住民等に対して警報等が速やかに確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、コミュニティFM放送、携帯電話(緊急速報メール機能、<u>SNS</u>を含む)、IP通信網、ケーブルテレビ網等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。 (略)	防災基本計画の修正を踏まえた修正
第3 対策 2 避難所の整備 (12) 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援 市は、<u>(追記)</u>在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。 (略)	70	第3 対策 2 避難所の整備 (12) 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援 市は、<u>指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、</u>在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。 (略)	防災基本計画の修正を踏まえた修正
4 避難に関する広報 市は、<u>(追記)</u>住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、緊急避難場所や避難所の周辺道路に、案内標識、誘導標識等を設置し、平素から地域住民に周知を図る。 <u>また、</u>緊急避難場所、避難所、災害危険地域等を明示した防災マップや広報・PR紙等を活用して広報活動を実施する。 (略)		4 避難に関する広報 市は、<u>「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知するものとする。また、</u>住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、緊急避難場所や避難所の周辺道路に、案内標識、誘導標識等を設置し、平素から地域住民に周知を図るものとする。 <u>さらに、</u>緊急避難場所、避難所、災害危険地域等を明示した防災マップや広報・PR紙等を活用して広報活動を実施する。 (略)	南海トラフ地震防災対策推進基本計画を踏まえた修正

現行（2026年3月修正）	ページ	修正案	
6 食糧、飲料水、生活必需品等の備蓄と調達 <u>（追記）</u> 市及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、新物資システム（B-P L o）を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。 （略）		6 食糧、飲料水、生活必需品等の備蓄と調達 <u>（1）物資の備蓄</u> 市及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄するとともに、その備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。 （略） <u>（2）調達・輸送体制</u> 災害時における調達・輸送体制を整備し、必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。 <u>（3）新物資システム（B-P L o）の活用</u> 市及び県は、新物資システム（B-P L o）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。 <u>（4）家庭における備蓄の啓発</u> 市及び県は、広域応援による食糧の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の食料を備蓄しておくよう啓発する。 <u>（5）訓練の実施等</u> 市及び県は、災害時に迅速に食糧、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達・輸送できるよう、平常時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先及び要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。 また、燃料については、あらかじめ石油販売業者と燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。	防災基本計画の修正を踏まえた修正
第14節 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備		第14節 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	
第2 対策 7 被災証明書の発行体制の整備 市は、災害時に被災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住宅被害の調査や被災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や<u>（追記）</u>民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、被災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。また、効率的な被災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。 <u>（追記）</u>	78	第2 対策 7 被災証明書の発行体制の整備 市は、災害時に被災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住宅被害の調査や被災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や<u>不動産鑑定士、行政書士等の士業団体その他の</u>民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、被災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。また、効率的な被災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。 <u>8 被災者支援業務の迅速化・効率化</u> 市は、国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を積極的に検討するものとする。	防災基本計画の修正を踏まえた修正

現行（2026年3月修正）	ページ	修正案	
第15節 防災訓練及び防災意識の向上 第2 対策 2 防災のための意識啓発 （１）市は、地震発生時に市民が的確な判断に基づき行動できるよう県や防災関係機関、民間事業者等と協力して、次の事項を中心に地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。 （略） ス 応急手当方法の紹介、 <u>平素から市民が実施すべき</u> 水、食料その他生活必需品の備蓄、家具等の転倒防止、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容 （略） タ <u>南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</u> （２）市及び県は、 <u>（追記）</u> 防災週間及び津波防災の日等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、地震災害・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。この際、愛知県防災教育センターの活用を図る。 （略） （６）報道媒体の活用及び協力要請 （略） 通信事業者は、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控える <u>よう</u> 周知に努める。	80	第15節 防災訓練及び防災意識の向上 第2 対策 2 防災のための意識啓発 （１）市は、地震発生時に市民が的確な判断に基づき行動できるよう県や防災関係機関、民間事業者等と協力して、次の事項を中心に地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。 （略） ス 応急手当方法の紹介、 <u>市民自らが実施し得る、最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の</u> 水、食料その他生活必需品の備蓄、家具等の転倒防止、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容 （略） タ <u>南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容</u> <u>チ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識</u> （２）市及び県は、 <u>過去に災害発生した年からの節目（周年）等の機会を捉えるとともに、</u> 防災週間及び津波防災の日等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、地震災害・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。この際、愛知県防災教育センターの活用を図る。 （略） （６）報道媒体の活用及び協力要請 （略） 通信事業者は、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控える <u>こと、及び災害用伝言ダイヤル等の安否確認手段の</u> 周知に努める。 （略）	南海トラフ地震防災対策推進基本計画の修正を踏まえた修正
3 防災のための教育 （略） （３）職員に対する地震教育 （略） イ その他地震に関する一般的な知識 （ア）地震に関する基礎知識 （イ） <u>南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動等に関する知識</u> （ウ） <u>予想される地震に関する知識</u> （エ） <u>地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識</u> （オ） <u>地震が発生した場合にとるべき行動に関する知識</u> （カ） <u>家庭の地震防災対策と自主防災組織の育成強化対策</u> （キ） <u>今後地震対策として取り組むべき必要のある課題</u> <u>（追記）</u> （略）		3 防災のための教育 （略） （３）職員に対する地震教育 （略） イ その他地震に関する一般的な知識 （ア）地震に関する基礎知識 （イ） <u>予想される地震に関する知識</u> （ウ） <u>地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識</u> （エ） <u>地震が発生した場合にとるべき行動に関する知識</u> （オ） <u>南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容</u> （カ） <u>南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識</u> （キ） <u>家庭の地震防災対策と自主防災組織の育成強化対策</u> （ク） <u>今後地震対策として取り組むべき必要のある課題</u> （略）	

現行（2026年3月修正）	ページ	修正案																																	
第3章 南海トラフ地震に対する防災対応		第3章 南海トラフ地震に対する防災対応																																	
第1節 総則		第1節 総則																																	
第2 南海トラフ地震に対する防災対応の性質 <u>1</u> 本章は、南海トラフ地震の発生に伴う被害の発生を防止し又は軽減するため、市、県及び防災関係機関等のとるべき事前措置の基本的事項について定める。 <u>2</u> 本章中、推進地域に係る部分は、南海トラフ特措法第5条第2項の規定に基づく推進計画に位置づける。 (略)	89	第2 南海トラフ地震に対する防災対応の性質 <u>(削除)</u> 本章は、南海トラフ地震の発生に伴う被害の発生を防止し又は軽減するため、市、県及び防災関係機関等のとるべき事前措置の基本的事項について定める。 <u>(削除)</u> (略)	記載場所の整理（現行1ページの内容を修正案89ページで整理）																																
第4 南海トラフ地震防災対策推進地域 南海トラフ特措法に基づく推進地域の指定基準は、震度6弱以上の揺れ又は3メートル以上の津波が予想される市町村であり、当市も指定されている。 <u>(追記)</u>	89	第4 南海トラフ地震防災対策推進地域 南海トラフ特措法に基づく推進地域の指定基準は、震度6弱以上の揺れ又は3メートル以上の津波が予想される市町村であり、当市も指定されている。 <u>第5 重点施策</u> <u>事前の対策に費やすことができる時間と内容には限りがあるため、全ての施策を一律に講じることとするのではなく、地域特性を踏まえた上で、直接死者数を減らす「命を守る」対策と、災害関連死者数を減らす「命をつなぐ」対策について、おおむね10年間で完遂すべき重点施策として定め、重点的に推進することとする。</u> <u>また、地域防災計画の進捗や社会状況の変化、技術革新、自然災害等における課題を踏まえ、適宜必要な見直しを行うものとする。</u>	南海トラフ地震防災対策推進基本計画の修正を踏まえた修正																																
第5節 南海トラフ地震臨時情報発表時の活動体制		第5節 南海トラフ地震臨時情報発表時の活動体制																																	
第2 南海トラフ地震臨時情報に対する指令基準及び配備体制	94	第2 南海トラフ地震臨時情報に対する指令基準及び配備体制	組織図体制の修正に伴う修正																																
<table><tr><th>配備区分</th><th>指令基準</th><th>配備人員</th><th>主な措置</th></tr><tr><td>—</td><td>南海トラフ臨時情報（調査中）が発表されたとき</td><td>・総括本部総括本部班所要人員 ・消防本部情報班員</td><td>情報収集、連絡体制の整備</td></tr><tr><td>南海トラフ監視配備</td><td>1 南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき 2 その他市長が必要と認めたとき</td><td>上記のほか ・危機管理監 ・本部付報道班所要人員</td><td>・災害対策本部の設置 ・情報収集、連絡体制の整備 ・住民への周知、呼びかけ</td></tr><tr><td>南海トラフ警戒配備</td><td>1 南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき 2 その他市長が必要と認めたとき</td><td>上記のほか ・本部長、副本部長 ・各部の部長、職務代理者 ・各部の班長、副班長 <u>（緊急初動部地区連絡所班・指定避難所班等を除く）</u> ・災害対策本部受付要員</td><td>・災害対策本部の設置 ・本部会議の開催 ・情報収集、連絡体制の整備 ・住民への周知、呼びかけ ・避難対策等</td></tr></table>	配備区分	指令基準	配備人員	主な措置	—	南海トラフ臨時情報（調査中）が発表されたとき	・総括本部総括本部班所要人員 ・消防本部情報班員	情報収集、連絡体制の整備	南海トラフ監視配備	1 南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき 2 その他市長が必要と認めたとき	上記のほか ・危機管理監 ・本部付報道班所要人員	・災害対策本部の設置 ・情報収集、連絡体制の整備 ・住民への周知、呼びかけ	南海トラフ警戒配備	1 南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき 2 その他市長が必要と認めたとき	上記のほか ・本部長、副本部長 ・各部の部長、職務代理者 ・各部の班長、副班長 <u>（緊急初動部地区連絡所班・指定避難所班等を除く）</u> ・災害対策本部受付要員	・災害対策本部の設置 ・本部会議の開催 ・情報収集、連絡体制の整備 ・住民への周知、呼びかけ ・避難対策等		<table><tr><th>配備区分</th><th>指令基準</th><th>配備人員</th><th>主な措置</th></tr><tr><td>—</td><td>南海トラフ臨時情報（調査中）が発表されたとき</td><td>・総括本部総括本部班所要人員 ・消防本部情報班員</td><td>情報収集、連絡体制の整備</td></tr><tr><td>南海トラフ監視配備</td><td>1 南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき 2 その他市長が必要と認めたとき</td><td>上記のほか ・危機管理監 ・本部付報道班所要人員</td><td>・災害対策本部の設置 ・情報収集、連絡体制の整備 ・住民への周知、呼びかけ</td></tr><tr><td>南海トラフ警戒配備</td><td>1 南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき 2 その他市長が必要と認めたとき</td><td>上記のほか ・本部長、副本部長 ・各部の部長、職務代理者 ・各部の班長、副班長 <u>(削除)</u> ・災害対策本部受付要員</td><td>・災害対策本部の設置 ・本部会議の開催 ・情報収集、連絡体制の整備 ・住民への周知、呼びかけ ・避難対策等</td></tr></table>	配備区分	指令基準	配備人員	主な措置	—	南海トラフ臨時情報（調査中）が発表されたとき	・総括本部総括本部班所要人員 ・消防本部情報班員	情報収集、連絡体制の整備	南海トラフ監視配備	1 南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき 2 その他市長が必要と認めたとき	上記のほか ・危機管理監 ・本部付報道班所要人員	・災害対策本部の設置 ・情報収集、連絡体制の整備 ・住民への周知、呼びかけ	南海トラフ警戒配備	1 南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき 2 その他市長が必要と認めたとき	上記のほか ・本部長、副本部長 ・各部の部長、職務代理者 ・各部の班長、副班長 <u>(削除)</u> ・災害対策本部受付要員	・災害対策本部の設置 ・本部会議の開催 ・情報収集、連絡体制の整備 ・住民への周知、呼びかけ ・避難対策等	
配備区分	指令基準	配備人員	主な措置																																
—	南海トラフ臨時情報（調査中）が発表されたとき	・総括本部総括本部班所要人員 ・消防本部情報班員	情報収集、連絡体制の整備																																
南海トラフ監視配備	1 南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき 2 その他市長が必要と認めたとき	上記のほか ・危機管理監 ・本部付報道班所要人員	・災害対策本部の設置 ・情報収集、連絡体制の整備 ・住民への周知、呼びかけ																																
南海トラフ警戒配備	1 南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき 2 その他市長が必要と認めたとき	上記のほか ・本部長、副本部長 ・各部の部長、職務代理者 ・各部の班長、副班長 <u>（緊急初動部地区連絡所班・指定避難所班等を除く）</u> ・災害対策本部受付要員	・災害対策本部の設置 ・本部会議の開催 ・情報収集、連絡体制の整備 ・住民への周知、呼びかけ ・避難対策等																																
配備区分	指令基準	配備人員	主な措置																																
—	南海トラフ臨時情報（調査中）が発表されたとき	・総括本部総括本部班所要人員 ・消防本部情報班員	情報収集、連絡体制の整備																																
南海トラフ監視配備	1 南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき 2 その他市長が必要と認めたとき	上記のほか ・危機管理監 ・本部付報道班所要人員	・災害対策本部の設置 ・情報収集、連絡体制の整備 ・住民への周知、呼びかけ																																
南海トラフ警戒配備	1 南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき 2 その他市長が必要と認めたとき	上記のほか ・本部長、副本部長 ・各部の部長、職務代理者 ・各部の班長、副班長 <u>(削除)</u> ・災害対策本部受付要員	・災害対策本部の設置 ・本部会議の開催 ・情報収集、連絡体制の整備 ・住民への周知、呼びかけ ・避難対策等																																
第6節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応		第6節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応																																	
第4 避難対策等 1 地域住民等の避難行動等 市は、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（令和元年5月内閣府作成）及び「南海トラフ地震臨時情報発表時における防災対応の内『巨大地震警戒時の事前避難』の検討手引き」（令和2年3月県作成）などに基づき、事前避難対象地域（住民事前避難対象地域、高齢者等事前避難対象地域）について検討・設定し、国からの指示が発せられた場合には、当該地域について、避難情報により事前の避難を促す。	95	第4 避難対策等 1 地域住民等の避難行動等 市は、「南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン」（令和7年8月内閣府改訂）及び「南海トラフ地震臨時情報発表時における防災対応の内『巨大地震警戒時の事前避難』の検討手引き」（令和7年12月県改訂）などに基づき、事前避難対象地域（住民事前避難対象地域、高齢者等事前避難対象地域）について検討・設定し、国からの指示が発せられた場合には、当該地域について、避難指示等により事前の避難を促す。	南海トラフ地震防災対策推進基本計画を踏まえた修正																																

現行 (2026年3月修正)	ページ	修正案	
第7節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合の対応 (追記)	97	第7節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合の対応 第4 市が管理等を行う施設・設備等に関する対策 市及び県(防災安全局、関係局)は、施設・整備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認する。	南海トラフ地震防災対策推進基本計画を踏まえた修正
第4章 災害予防計画		第4章 災害予防計画	
第1節 活動態勢(組織動員配備計画)		第1節 活動態勢(組織動員配備計画)	
第1 災害対策本部 1 災害対策本部の組織及び運営 (1) 災害対策本部の組織	130	第1 災害対策本部 1 災害対策本部の組織及び運営 (1) 災害対策本部の組織	組織図の更新
本部長 副本部長 総括本部 部長：危機管理監 本部付 議会本部付 総務部 調査情報部 市民部 福祉部 こども部 環境部 救出防災部 経理部 建設部 まちづくり部 建築部 上下水道部 文教部 医療部 協力部 部長：総合政策部長 部長：総合政策部長 部長：議会局長 部長：総務部長 部長：活力創造部長 部長：市民健康部長 部長：福祉部長 部長：子ども家庭部長 部長：環境部長 部長：消防長 部長：財務部長 部長：建設部長 部長：まちづくり部長 部長：建築部長 部長：上下水道部長 部長：教育部長 部長：病院事業部長 部長：総務部長 本部員会議		本部長 副本部長 総括本部 部長：危機管理監 本部付 議会本部付 総務部 調査情報部 市民健康部 福祉部 子ども家庭部 環境部 消防本部 財務部 建設部 まちづくり部 建築部 上下水道部 教育部 病院事業部 部長：総合政策部長 部長：議会局長 部長：総務部長 部長：活力創造部長 部長：市民健康部長 部長：福祉部長 部長：子ども家庭部長 部長：環境部長 部長：消防長 部長：財務部長 部長：建設部長、建設部参事 部長：まちづくり部長 部長：建築部長 部長：上下水道部長 部長：教育部長 部長：病院事業部長 本部員会議	
第3 動員 4 動員の除外 (略) (追記)	133	第3 動員 4 動員の除外 (略) 5 職員の健康管理 市は、災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底するものとする。	防災基本計画の修正を踏まえた修正

現行（2026年3月修正）	ページ	修正案	
第5 関係機関等への協力要請 1 職員の派遣の要請 （4）市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、感染症対策のため、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。 <u>（追記）</u> 2 広域応援・受援体制 （3）<u>県の措置</u> <u>（追記）</u> （3）県の措置 （略） （4）<u>中部地方整備局の措置</u> <u>（追記）</u>	134	第5 関係機関等への協力要請 1 職員の派遣の要請 （4）市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、感染症対策のため、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。 <u>なお、自ら派遣する応援職員が円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努めるものとする。</u> 2 広域応援・受援体制 （3）<u>知事に対する応急措置の実施の要請の要求等</u> <u>市長は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求めるものとする。</u> <u>市は、県との通信の途絶等の理由により、上段の要求ができない場合には、その旨及び市域における災害の状況を指定地方行政機関に通知するものとする。</u> （4）県の措置 （略） （5）<u>指定地方行政機関における措置</u> <u>ア 知事からの求めに基づく応援等</u> <u>知事から、道路の啓開や港湾・漁港施設の応急復旧その他の応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定地方行政機関は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策を行うものとする。</u> <u>イ 知事からの要求を待たない応援</u> <u>指定地方行政機関は、知事が災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認める場合において、その事態に照らし緊急を要し、知事からの応援の要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要求を待たないで、応援をすることができる。</u> <u>ウ 市町村からの通知に基づく応急措置の実施</u> <u>（3）の場合において、当該通知を受けた指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。</u>	防災基本計画の修正を踏まえた修正

現行（2026年3月修正）	ページ	修正案	
中部地方整備局は、被災により、市及び県が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため市に与えられた次の権限のうち、実施すべき応急措置の全部又は一部を、市に代わって行う。 <u>ア</u> 他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限 <u>イ</u> 現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限 <u>ウ</u> 緊急輸送路を確保するための緊急かつ必要最小限のがれき・土砂等の除去をする権限 <u>エ</u> 現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限 (<u>5</u>) 応援部隊等による協力 (略) (<u>6</u>) 応援要員の受入体制 (略) (<u>7</u>) 応援協定の締結等 (略) (<u>8</u>) 防災活動拠点の確保等 (略) 3 支援物資の円滑な受援供給体制の整備 (2) 受援体制の整備 市及び県は国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・適格に受け入れて情報共有や各種調整等を行うため、以下のような受援体制の整備に努めるものとする。 <u>(追記)</u> <u>ア</u> 受援担当者の選定、執務スペース等の確保 (略)		<u>エ 市町村の応急措置の代行</u> 中部地方整備局は、被災により、市及び県が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため市に与えられた次の権限のうち、実施すべき応急措置の全部又は一部を、市に代わって行う。 <u>(ア)</u> 他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限 <u>(イ)</u> 現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限 <u>(ウ)</u> 緊急輸送路を確保するための緊急かつ必要最小限のがれき・土砂等の除去をする権限 <u>(エ)</u> 現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限 (<u>6</u>) 応援部隊等による協力 (略) (<u>7</u>) 応援要員の受入体制 (略) (<u>8</u>) 応援協定の締結等 (略) (<u>9</u>) 防災活動拠点の確保等 (略) 3 支援物資の円滑な受援供給体制の整備 (2) 受援体制の整備 市及び県は国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・適格に受け入れて情報共有や各種調整等を行うため、次のような受援体制の整備に努めるものとする。 <u>ア 受援計画の作成等</u> <u>市及び県は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に受援計画をそれぞれ位置付けるよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。</u> <u>イ</u> 受援担当者の選定、執務スペース等の確保 (略)	

現行（2026年3月修正）	ページ	修正案																																																																																																																										
第7節 災害救助法の適用		第7節 災害救助法の適用																																																																																																																										
第2 災害救助の実施者及び適用基準	155	第2 災害救助の実施者及び適用基準	災害救助法の改正を踏 まえた修正																																																																																																																									
1 実施者 （2）知事からの委任 （略）		1 実施者 （2）知事からの委任 （略）																																																																																																																										
<table><tr><th rowspan="2">救助の種類</th><th colspan="2">実施者</th></tr><tr><th>局地災害の場合</th><th>広域災害の場合</th></tr><tr><td>避難所の供与</td><td colspan="2">市町村（県が委任）</td></tr><tr><td>要配慮者の輸送</td><td colspan="2">市町村（県が委任）</td></tr><tr><td>応急仮設住宅の設置</td><td colspan="2">県（建設局）</td></tr><tr><td>食品の給与</td><td colspan="2">市町村（県が委任）</td></tr><tr><td>飲料水の供給</td><td colspan="2">市町村（県が委任）</td></tr><tr><td>被服、寝具の給与</td><td colspan="2">市町村（県が委任）</td></tr><tr><td>医療、助産</td><td>市町村（県が委任）</td><td>県（福祉局、保健医療局） 日本赤十字社愛知県支部</td></tr><tr><td>被災者の救出</td><td colspan="2">市町村（県が委任）</td></tr><tr><td><u>（追記）</u></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>住宅の応急修理</td><td>市町村（県が委任）</td><td>県（建設局）</td></tr><tr><td>学用品の給与</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td><table><tr><td>市町村立学校児童生徒分</td><td>市町村（県が委任）</td></tr></table></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td><table><tr><td>県立学校、私立学校等児童生徒分</td><td>県（県民文化局、教育委員会）</td></tr></table></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>埋葬</td><td colspan="2">市町村（県が委任）</td></tr><tr><td>死体の捜索及び処理</td><td colspan="2">市町村（県が委任）</td></tr><tr><td>住居又はその周辺の土石等の障害物の除去</td><td colspan="2">市町村（県が委任）</td></tr></table>	救助の種類	実施者		局地災害の場合	広域災害の場合	避難所の供与	市町村（県が委任）		要配慮者の輸送	市町村（県が委任）		応急仮設住宅の設置	県（建設局）		食品の給与	市町村（県が委任）		飲料水の供給	市町村（県が委任）		被服、寝具の給与	市町村（県が委任）		医療、助産	市町村（県が委任）	県（福祉局、保健医療局） 日本赤十字社愛知県支部	被災者の救出	市町村（県が委任）		<u>（追記）</u>			住宅の応急修理	市町村（県が委任）	県（建設局）	学用品の給与			<table><tr><td>市町村立学校児童生徒分</td><td>市町村（県が委任）</td></tr></table>	市町村立学校児童生徒分	市町村（県が委任）			<table><tr><td>県立学校、私立学校等児童生徒分</td><td>県（県民文化局、教育委員会）</td></tr></table>	県立学校、私立学校等児童生徒分	県（県民文化局、教育委員会）			埋葬	市町村（県が委任）		死体の捜索及び処理	市町村（県が委任）		住居又はその周辺の土石等の障害物の除去	市町村（県が委任）			<table><tr><th rowspan="2">救助の種類</th><th colspan="2">実施者</th></tr><tr><th>局地災害の場合</th><th>広域災害の場合</th></tr><tr><td>避難所の供与</td><td colspan="2">市町村（県が委任）</td></tr><tr><td>要配慮者の輸送</td><td colspan="2">市町村（県が委任）</td></tr><tr><td>応急仮設住宅の設置</td><td colspan="2">県（建設局）</td></tr><tr><td>食品の給与</td><td colspan="2">市町村（県が委任）</td></tr><tr><td>飲料水の供給</td><td colspan="2">市町村（県が委任）</td></tr><tr><td>被服、寝具の給与</td><td colspan="2">市町村（県が委任）</td></tr><tr><td>医療、助産</td><td>市町村（県が委任）</td><td>県（福祉局、保健医療局） 日本赤十字社愛知県支部</td></tr><tr><td>被災者の救出</td><td colspan="2">市町村（県が委任）</td></tr><tr><td><u>福祉サービスの提供</u></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td><table><tr><td><u>災害派遣福祉チーム（DWAT）の派遣等</u></td><td><u>県（福祉局）</u></td></tr><tr><td><u>上記以外</u></td><td><u>市町村（県が委任）</u></td></tr></table></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>住宅の応急修理</td><td>市町村（県が委任）</td><td>県（建設局）</td></tr><tr><td>学用品の給与</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td><table><tr><td>市町村立学校児童生徒分</td><td>市町村（県が委任）</td></tr></table></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td><table><tr><td>県立学校、私立学校等児童生徒分</td><td>県（県民文化局、教育委員会）</td></tr></table></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>埋葬</td><td colspan="2">市町村（県が委任）</td></tr><tr><td>死体の捜索及び処理</td><td colspan="2">市町村（県が委任）</td></tr><tr><td>住居又はその周辺の土石等の障害物の除去</td><td colspan="2">市町村（県が委任）</td></tr></table>	救助の種類	実施者		局地災害の場合	広域災害の場合	避難所の供与	市町村（県が委任）		要配慮者の輸送	市町村（県が委任）		応急仮設住宅の設置	県（建設局）		食品の給与	市町村（県が委任）		飲料水の供給	市町村（県が委任）		被服、寝具の給与	市町村（県が委任）		医療、助産	市町村（県が委任）	県（福祉局、保健医療局） 日本赤十字社愛知県支部	被災者の救出	市町村（県が委任）		<u>福祉サービスの提供</u>			<table><tr><td><u>災害派遣福祉チーム（DWAT）の派遣等</u></td><td><u>県（福祉局）</u></td></tr><tr><td><u>上記以外</u></td><td><u>市町村（県が委任）</u></td></tr></table>	<u>災害派遣福祉チーム（DWAT）の派遣等</u>	<u>県（福祉局）</u>	<u>上記以外</u>	<u>市町村（県が委任）</u>			住宅の応急修理	市町村（県が委任）	県（建設局）	学用品の給与			<table><tr><td>市町村立学校児童生徒分</td><td>市町村（県が委任）</td></tr></table>	市町村立学校児童生徒分	市町村（県が委任）			<table><tr><td>県立学校、私立学校等児童生徒分</td><td>県（県民文化局、教育委員会）</td></tr></table>	県立学校、私立学校等児童生徒分	県（県民文化局、教育委員会）			埋葬	市町村（県が委任）		死体の捜索及び処理	市町村（県が委任）		住居又はその周辺の土石等の障害物の除去	市町村（県が委任）		
救助の種類		実施者																																																																																																																										
	局地災害の場合	広域災害の場合																																																																																																																										
避難所の供与	市町村（県が委任）																																																																																																																											
要配慮者の輸送	市町村（県が委任）																																																																																																																											
応急仮設住宅の設置	県（建設局）																																																																																																																											
食品の給与	市町村（県が委任）																																																																																																																											
飲料水の供給	市町村（県が委任）																																																																																																																											
被服、寝具の給与	市町村（県が委任）																																																																																																																											
医療、助産	市町村（県が委任）	県（福祉局、保健医療局） 日本赤十字社愛知県支部																																																																																																																										
被災者の救出	市町村（県が委任）																																																																																																																											
<u>（追記）</u>																																																																																																																												
住宅の応急修理	市町村（県が委任）	県（建設局）																																																																																																																										
学用品の給与																																																																																																																												
<table><tr><td>市町村立学校児童生徒分</td><td>市町村（県が委任）</td></tr></table>	市町村立学校児童生徒分	市町村（県が委任）																																																																																																																										
市町村立学校児童生徒分	市町村（県が委任）																																																																																																																											
<table><tr><td>県立学校、私立学校等児童生徒分</td><td>県（県民文化局、教育委員会）</td></tr></table>	県立学校、私立学校等児童生徒分	県（県民文化局、教育委員会）																																																																																																																										
県立学校、私立学校等児童生徒分	県（県民文化局、教育委員会）																																																																																																																											
埋葬	市町村（県が委任）																																																																																																																											
死体の捜索及び処理	市町村（県が委任）																																																																																																																											
住居又はその周辺の土石等の障害物の除去	市町村（県が委任）																																																																																																																											
救助の種類	実施者																																																																																																																											
	局地災害の場合	広域災害の場合																																																																																																																										
避難所の供与	市町村（県が委任）																																																																																																																											
要配慮者の輸送	市町村（県が委任）																																																																																																																											
応急仮設住宅の設置	県（建設局）																																																																																																																											
食品の給与	市町村（県が委任）																																																																																																																											
飲料水の供給	市町村（県が委任）																																																																																																																											
被服、寝具の給与	市町村（県が委任）																																																																																																																											
医療、助産	市町村（県が委任）	県（福祉局、保健医療局） 日本赤十字社愛知県支部																																																																																																																										
被災者の救出	市町村（県が委任）																																																																																																																											
<u>福祉サービスの提供</u>																																																																																																																												
<table><tr><td><u>災害派遣福祉チーム（DWAT）の派遣等</u></td><td><u>県（福祉局）</u></td></tr><tr><td><u>上記以外</u></td><td><u>市町村（県が委任）</u></td></tr></table>	<u>災害派遣福祉チーム（DWAT）の派遣等</u>	<u>県（福祉局）</u>	<u>上記以外</u>	<u>市町村（県が委任）</u>																																																																																																																								
<u>災害派遣福祉チーム（DWAT）の派遣等</u>	<u>県（福祉局）</u>																																																																																																																											
<u>上記以外</u>	<u>市町村（県が委任）</u>																																																																																																																											
住宅の応急修理	市町村（県が委任）	県（建設局）																																																																																																																										
学用品の給与																																																																																																																												
<table><tr><td>市町村立学校児童生徒分</td><td>市町村（県が委任）</td></tr></table>	市町村立学校児童生徒分	市町村（県が委任）																																																																																																																										
市町村立学校児童生徒分	市町村（県が委任）																																																																																																																											
<table><tr><td>県立学校、私立学校等児童生徒分</td><td>県（県民文化局、教育委員会）</td></tr></table>	県立学校、私立学校等児童生徒分	県（県民文化局、教育委員会）																																																																																																																										
県立学校、私立学校等児童生徒分	県（県民文化局、教育委員会）																																																																																																																											
埋葬	市町村（県が委任）																																																																																																																											
死体の捜索及び処理	市町村（県が委任）																																																																																																																											
住居又はその周辺の土石等の障害物の除去	市町村（県が委任）																																																																																																																											
（略）		（略）																																																																																																																										
第11節 避難、救出		第11節 避難、救出																																																																																																																										
第1 避難	167	第1 避難	防災基本計画の修正を 踏まえた修正																																																																																																																									
2 対策 （8）広域一時滞在に係る協議 <u>（追記）</u> 市は、災害が発生し、被災した住民の、市域又は県域を越えての避難が必要となる場合は、県内の他の市町村への受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。 <u>（追記）</u>		2 対策 （8）広域一時滞在に係る協議 <u>等</u> 市は、災害が発生し、被災した住民の、市域又は県域を越えての避難が必要となる場合は、県内の他の市町村への受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。 <u>その際には、避難先市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。</u> <u>また、市において他市町村の被災住民を受け入れたときは、受け入れた被災住民に</u> <u>対し、必要な支援情報を提供するものとする。</u>																																																																																																																										
（略）		（略）																																																																																																																										
第12節 医療救護		第12節 医療救護																																																																																																																										
第2 基本方針 地震による大規模災害については、より広く他の医療機関等の協力を得なければ対応は到底不可能であるため、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、 <u>（追記）</u> 透析リエゾン、災害看護コーディネーター、医師会、日本赤十字社、歯科医師会、薬剤師会、助産師会、災害拠点病院、災害拠点精神科病院、県立病院等広範囲な協力体制の確立に努める。	172	第2 基本方針 地震による大規模災害については、より広く他の医療機関等の協力を得なければ対応は到底不可能であるため、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、 <u>災害薬事</u> <u>コーディネーター</u> 、透析リエゾン、災害看護コーディネーター、医師会、日本赤十字社、歯科医師会、薬剤師会、助産師会、災害拠点病院、災害拠点精神科病院、県立病院等広範囲な協力体制の確立に努める。	防災基本計画の修正を 踏まえた修正																																																																																																																									

現行（2026年3月修正）	ページ	修正案	
第13節 救援 第1 避難所の開設・運営 1 基本方針 （略） また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等 <u>（追記）</u> を適切に県に報告するものとする。 （略） 5 避難所の運営 （3）避難者のニーズを早急に把握し、 <u>避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じること。</u> （4）避難所の運営における女性 <u>（追記）</u> の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等 <u>に配慮する</u> ものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保 <u>（追記）</u> など、女性や子育て家庭 <u>（追記）</u> のニーズに配慮した避難所の運営に努めること。 （略） <u>（7）給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等、避難者への生活支援については、公平に行うことを原則とし、迅速適切な措置をとること。</u> また、内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、栄養バランスの取れた適温の食事の提供等質の確保にも <u>配慮すること。</u> <u>なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「愛知県避難所運営マニュアル」を参考に配慮すること。</u> <u>（8）～（11）</u> <u>（12）</u> （略） また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等へ情報提供方法について、「 <u>愛知県避難所運営マニュアル</u> 」の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮すること。	174	第13節 救援 第1 避難所の開設・運営 1 基本方針 （略） また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等 <u>とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所 I D</u> を適切に県に報告するものとする。 （略） 5 避難所の運営 （3）避難者のニーズを早急に把握 <u>するとともに、内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、次の事項に留意し、良好な生活環境の確保に努めること。また、国の災害対応車両登録制度の活用も検討すること。</u> <u>ア 生活空間の確保</u> <u>避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めること。</u> <u>イ 食事の提供</u> <u>避難者の食事の状況を把握し、栄養バランスの取れた適温の食事の提供等質の確保にも配慮すること。そのため、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料確保に努めること。</u> <u>なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「愛知県避難生活支援マニュアル」を参考に配慮すること。</u> <u>ウ トイレ及び入浴設備の設置</u> <u>快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じること。</u> （4）避難所の運営における女性 <u>や子育て家庭</u> の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等 <u>への配慮やこども・若者の居場所の確保に努める</u> ものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保、 <u>キッズスペースや学習スペースの設置</u> など、女性や子育て家庭、 <u>こども・若者</u> のニーズに配慮した避難所の運営に努めること。 （略） <u>（削除）</u> <u>（7）～（10）</u> <u>（11）</u> （略） また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等へ情報提供方法について、「 <u>愛知県避難生活支援マニュアル</u> 」の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮すること。	防災基本計画の修正を踏まえた修正及び記載場所の整理（174ページ内で整理）

現行（2026年3月修正）	ページ	修正案	
(<u>13</u>) ~ (<u>16</u>)		(<u>12</u>) ~ (<u>15</u>)	

現行 (2026年3月修正)	ページ	修正案	
第16節 環境汚染防止及び廃棄物処理		第16節 環境汚染防止及び廃棄物処理	
第2 廃棄物処理対策 3 対策 （1）災害廃棄物処理計画の策定 市は、災害廃棄物処理計画(令和3年4月)に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制の確立、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力等に努めるものとする。 <u>（追記）</u>	189	第2 廃棄物処理対策 3 対策 （1）災害廃棄物処理計画の策定 市は、災害廃棄物処理計画(令和3年4月)に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制の確立、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力等に努めるものとする。 <u>また、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性向上に努める。</u>	防災基本計画の修正を踏まえた修正
第19節 ボランティアの受入		第19節 ボランティアの受入	
第2 実施内容 1 災害ボランティアセンターの開設 （1）市は、「一宮市災害ボランティアセンターの開設及び運営に関する協定書」に基づき、市社会福祉協議会と共同で、 <u>机、椅子及び電話等必要な資機材を確保して、</u> 災害ボランティアセンターを速やかに設置 <u>（追記）</u> する。 <u>（2）災害ボランティアセンターは、被災者ニーズの把握、ボランティアの受入れ（受付、需給調整など）を行うとともに、コーディネーターの派遣を協力団体に要請する。</u> （3）災害ボランティアセンターに配置された市職員は、ボランティアの受入れに関してコーディネーターの自主性を尊重し、市災害対策本部との間の必要な情報提供や資機材の提供等を行うなどの支援を行うものとする。	196	第2 実施内容 1 災害ボランティアセンターの開設 （1）市は、「一宮市災害ボランティアセンターの開設及び運営に関する協定書」に基づき、市社会福祉協議会と共同で、 <u>（削除）</u> 災害ボランティアセンターを速やかに設置し、 <u>コーディネーターの派遣を協力団体に要請する。併せて、机、椅子、電話等必要な資機材を確保</u> する。 <u>（削除）</u> （2）災害ボランティアセンターに配置された市職員は、ボランティアの受入れに関してコーディネーターの自主性を尊重し、市災害対策本部との間の必要な情報提供や資機材の提供等を行うなどの支援を行うものとする。	防災基本計画の修正を踏まえた修正及び記載場所の整理（現行196ページの内容を修正案65ページで整理）
第28節 防災活動拠点の確保		第28節 防災活動拠点の確保	
第2 実施内容 <u>（追記）</u> 市及び県は、受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、表1の区分のとおり、防災活動拠点の確保を図るものとする。なお、南海トラフ地震発生時の国の応急対策活動に係る拠点については、表2のとおりである。 <u>物資の輸送拠点について、市及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に新物資システム（B－P L o）を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。</u> <u>また、物資拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。</u> (略)	222	第2 実施内容 <u>（1）</u> 市及び県は、受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、表1の区分のとおり、防災活動拠点の確保を図るものとする。なお、南海トラフ地震発生時の国の応急対策活動に係る拠点については、表2のとおりである。 <u>（削除）</u> <u>（2）</u> 物資拠点の効率的な運営を図るため、 <u>民間事業者との災害時連携協定に基づいて輸送拠点での物資の受入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整え、指定避難所等までの輸送体制を確保するものとする。</u> (略)	防災基本計画の修正を踏まえた修正及び記載場所の整理（222ページ内で整理）

現行（2026年3月修正）	ページ	修正案	
第5章 災害復旧・復興		第5章 災害復旧・復興	
第5節 被災者等の再建等の支援		第5節 被災者等の再建等の支援	
第4 住宅の建設等 (略) <u>(追記)</u>	233	第4 住宅の建設等 (略) <u>4 特別行政相談活動の連絡・調整等</u> <u>市町村は、中部管区行政評価局が特別行政相談活動（被災者への生活支援情報の提供、専用電話を備えた行政相談窓口の開設、特別行政相談所の開設）を実施する場合、円滑な相談活動の実施に向けて、必要な連絡・調整を図る。</u>	指定地方行政機関への指定を踏まえた修正
<u>第5 中部管区行政評価局における措置</u> 中部管区行政評価局は、被災者に対する各種支援措置の案内等に対応する <u>(追記)</u> 特別行政相談活動を行うものとする。 <u>(追記)</u>	233	<u>第5 中部管区行政評価局における措置</u> 中部管区行政評価局は、被災者に対する各種支援措置の案内等に対応する <u>次の</u> 特別行政相談活動を行うものとする。 <u>1 被災者への生活支援情報の提供</u> <u>2 専用電話を備えた行政相談窓口の開設</u> <u>3 特別行政相談所の開設</u> <u>特別行政相談活動を実施する際は、県及び市町村に対して調整等協力を依頼する。</u>	指定地方行政機関への指定を踏まえた修正